

○ 糸田町公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 糸田町(以下、「町」という。)は、来訪者に対する利便性の向上を目的として提供する無料インターネット接続サービス(以下、「無線LAN」という。)の利用について、必要な事項を定めます。

(サービス内容)

第2条 町は、町が契約する公衆無線LANサービス事業者(以下、「受託者」という。)が提供する無線LANのアクセスポイントを別表で示す町内公共施設に設置します。(以下、これらのアクセスポイントを「本アクセスポイント」という。)これにより、糸田町公衆無線LAN利用規約(以下、「本規約」という。)及び受託者が定める利用規約に同意した利用者(以下、「利用者」という。)は本アクセスポイント利用可能エリアにおいて、利用者が用意したWi-Fi接続機能を有する通信機器等を無線LANに接続することができます。

(利用規約の同意)

第3条 本アクセスポイントの利用者は、本規約に同意したものとみなします。

(利用料金)

第4条 利用者は、無料で本アクセスポイントを利用することができます。

(免責)

第5条 町は、利用者が本アクセスポイントを利用し又は利用しようとし又は利用できなかったことに起因する一切の損害、トラブル等に関していかなる責任も負いません。

2 町は、利用者が本アクセスポイントを経由してインターネットに接続したことに起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も義務も負いません。

3 町は、本アクセスポイントに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び本アクセスポイントが中断なく稼働することを保証しません。

4 本アクセスポイントへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとします。Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、本アクセスポイントを利用できない場合があっても、町は、いかなる責任も負いません。

5 町は、無線LAN及び本アクセスポイントの仕様に関するご質問には一切お答えできません。

(運用の中止)

第6条 町が必要と認める場合、町は、予告なく本アクセスポイントの機能を中止又は終了することがあります。なお、中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、町は、いかなる責任も負いません。

(本規約の変更)

第7条 本規約の内容は、町が必要と判断した場合には、予告なく変更される場合があります。変更後に本アクセスポイントを使用された場合、利用者は、当該変更について同意したものとみなします。

(損害賠償)

第8条 利用者が本規約又は受託者が定める規約に違反した結果、町が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとします。

(法令等の遵守)

第9条 利用者は、本アクセスポイントの使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとします。

(準拠法等)

第10条 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

2 本規約又は本アクセスポイントに関連して町と利用者間で紛争が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、町が別に定めます。

附 則

本規約は、平成29年1月4日より実施するものとします。

附 則

本規約は、令和3年11月1日より実施するものとします。

別表（第2条）糸田町無線LANアクセスポイント設置場所及び利用時間等

	施設名	利用場所	利用時間	利用日
1	糸田町住民センター	1階情報ラウンジ内	8時30分～17時15分	役場開庁日
2	糸田町町民会館	1階ロビー内	8時30分～17時15分	開館日
3	糸田町文化会館	1階ロビー内	9時～17時15分	開館日
4	糸田町保健センター	施設建屋内	8時30分～21時00分	開館日